

1. 美しい相馬の海と山とを、うたいつぐふるさとのうたと共に、あすのくらしにのこそう。
1. 報徳の訓えに心をはげまし、うまずたゆまず豊かな相馬をきずこう。
1. ふるきをたずね、新しい相馬のまちづくりに一人一人の力をかたむけよう。

お知らせ版

東日本大震災被災者 自立支援金を支給します

市は、東日本大震災により居住していた住居が全壊、大規模半壊または半壊の被災をした世帯に自立支援金を支給します。

なお、相馬市仮設住宅入居支度金 10 万円を受領した世帯には支給されません。

1. 支給の内容 一世帯につき 10 万円
2. 対象 次の全ての条件を満たす世帯
 - ①平成 23 年 3 月 11 日現在で相馬市に住民登録がある。
 - ②居住していた住居の被災が全壊、大規模半壊または半壊である。
 - ③応急仮設住宅や県借上民間賃貸住宅などに入居する世帯または自宅や親類宅などで生活する世帯。
3. 必要なもの
 - ①申請書（窓口にあります）
 - ②り災証明書（義援金や被災者生活再建支援金を申請した方は不要です）
 - ③住民票（世帯全員のもの）
※市内に居住している方は不要です。
 - ④申請者の通帳またはキャッシュカード
 - ⑤印かん
3. 受付場所 社会福祉課（市役所分庁舎 1 階）
4. 受付時間 8 時 30 分～ 17 時
（日曜日・国民の祝日を除く）
- 問い合わせ先 社会福祉課（☎ 37-2171）

相続放棄等の熟慮期間 を延長する法律が成立

この法律は東日本大震災の被災者である相続人について、相続の承認または放棄をすべき期間を平成 23 年 11 月 30 日まで延長するものです。6 月 21 日から施行されました。

●対象となる方

次の条件をいづれも満たす方

- ①平成 23 年 3 月 11 日に、次の市町村に住所を有していた方
- ②平成 22 年 12 月 11 日以降に自己のために相続の開始があつた

たことを知った方

【対象となる市町村】

- 福島県、宮城県、岩手県
全市町村
- 青森県 八戸市・上北郡おいらせ町
- 茨城県 水戸市・日立市・土浦市・石岡市・龍ヶ崎市・下妻市・常総市・常陸太田市・高萩市・北茨城市・笠間市・取手市・牛久市・つくば市・ひたちなか市・鹿嶋市・潮来市・常陸大宮市・那珂市・筑西市・稲敷市・かすみがうら市・桜川市・神栖市・行方市・銚田市・つくばみらい市・小美玉市・東茨城郡茨城町・大洗町・城里町・那珂郡東海村・久慈郡大子町・稲敷郡美浦村・阿見町・河内町・北相馬郡利根町
- 栃木県 宇都宮市・小山市・真岡市・大田原市・矢板市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・芳賀郡益子町・茂木町・市貝町・芳賀町・塩谷郡高根沢町・那須郡那須町・那珂川町
- 千葉県 千葉市美浜区・旭市・習志野市・我孫子市・浦安市・香取市・山武市・山武郡九十九里町
- 新潟県 十日町市・上越市・中魚沼郡津南町
- 長野県 下水内郡栄村

※既に単純承認をした場合や、相続財産の全部または一部を処分していた場合には、相続放棄や限定承認をすることはできません。

●問い合わせ先 法テラス・サポートダイヤル（☎ 0570-078374（PHS・IP 電話から）☎ 03-6745-5600）

▽受付時間 平日（9 時～21 時）・土曜（9 時～17 時）

津波で流出した写真や位牌を公開しています
ぜひご覧いただき、思い出の品をお持ち帰りください

- 公開場所 旧相馬女子高校（中村字川原町）
- 公開時間 10 時～ 15 時
（土日・祝日も公開しています）
- 問い合わせ先 災害ボランティアセンター
（☎ 36-7827）

市立幼・小・中学校 放射線量モニタリング測定を実施しました

市教育委員会では、6月21日、市内各学校の敷地内74地点の放射線量モニタリング測定を実施しました。

測定の結果、雨樋の下の土、排水溝に留まった泥、側溝の泥、植え込みの土などが局所的に1マイクロシーベルト(μSv/h)以上となっている地点が79地点ありました。これらの地点では、児童生徒が近づかないように立入禁止などの制限をし、土や泥の除去などを行い、放射線量を下げる対策を行いましたので、その結果を公表します。

●局所的に放射線量が高い地点のうち

対策を実施した場所の測定結果(7月7日現在)

(単位: μSv/h)

学校名	場所	測定点 (地面からの高さ)	6月21日 測定結果	7月7日 測定結果
大野幼・小学校	幼稚園雨樋の流れ込み	1 cm	1.54	0.40
	体育館北側側溝	1 cm	2.82	0.81
山上幼・小学校	体育館通路(雨樋下)	1 cm	1.70	0.57
	幼稚園北側屋根下	1 cm	3.04	0.94
中村第二小学校	校庭バックネット前	1 cm	1.66	0.11
桜丘小学校	生活科室前側溝	1 cm	5.81	0.76
	1年3組前側溝	1 cm	4.57	0.53
	さくら子ども教室前側溝	1 cm	3.98	1.22
飯豊幼・小学校	渡り廊下雨樋	1 cm	5.07	0.45
	幼稚園外倉庫の雨樋	1 cm	2.63	0.41
	幼稚園外花壇	1 cm	1.82	0.50
日立木幼・小学校	なかよし教室外北排出口	1 cm	1.21	0.79
	中庭外南側溝	1 cm	1.13	0.54
八幡幼・小学校	うさぎ小屋前	1 cm	7.72	0.50
	校庭雲梯下	1 cm	1.05	0.49
	園庭南	1 cm	1.03	0.26
中村第一中学校	校舎東側排水口	1 cm	10.40	0.49
	校舎北側排水口	1 cm	4.09	0.81
向陽中学校	体育館外西側排水口	1 cm	1.63	0.31
	体育館外北側排水口	1 cm	2.17	0.36

※今回の対策は、6月21日から7月7日までに、学校職員、PTA、教育委員会職員が実施したものです。

※玉野幼・小中学校は、高圧洗浄器で壁面などのコンクリートを除染し、その後表土処理を行い、処理後の7月15日に再測定します。

※各学校のその他の除染結果につきましては、随時市ホームページなどで公表しています。

●問い合わせ先 ▼教育委員会総務課(☎37-2183)

▼教育委員会学校教育課(☎37-2185)

市内全域173箇所 空間放射線量メッシュ調査を実施

市では、6月18日に放射線量が局所的に高い「ホットスポット」の有無を確認するためのメッシュ調査を実施しました。

●測定方法

市内を1キロメートル四方で区分し、それぞれの区分の中で代表的な173箇所を測定。

地上から1メートルの高さで10秒おきに5回計測し、その平均を算出。

地表面は、アスファルトと土の2箇所を計測。

●測定機器

ポリマスター社製 PM1703MO-1

●測定結果

▽市街地・沿岸部 0.09
0.96マイクロシーベルト

▽山間部 0.29〜2.5
0マイクロシーベルト

この測定結果に対する東京大学医科学研究所の坪倉正治先生のコメントは次のとおりです。
「ホットスポットと思われる

●生活上の注意点

6月に市内で開催した「放射線と健康影響に関する説明会」で東京大学医科学研究所から紹介のあった主な生活上の注意点は次のとおりです。

▽砂ぼこりなど、チリが舞うようなことはできればしない。

▽土をいじるなら、マスクをしたほうが無難。

▽うがいや手洗い、洗濯をしっかりと行う。

▽人が入っていないようなところには行かない。

※調査結果については、生活環境課窓口、各公民館窓口、市ホームページでご覧いただけます。

●問い合わせ先 生活環境課(☎372201)

市内の大気中アスベスト濃度測定結果

市では、6月10日に市内の大気中アスベスト濃度の測定を行いました。

測定結果は、次のとおりです。

●調査場所

被災地区や住宅地など、市内の10箇所を測定。

●測定方法

環境省作成の「アスベストモニタリングマニュアル(第4.0版)」に準拠。

●調査項目

環境大気中のアスベスト繊維数の濃度。(総繊維数を計測し、電子顕微鏡によりアスベストを同定)

●測定結果

全ての測定箇所で、総繊維濃度が、敷地境界基準である10本/リットル(大気汚染防止法施行規則第16条の2)を下回っています。

※総繊維には、アスベスト以外(グラスファイバーなど)も含む。

●問い合わせ先 生活環境課
(☎372142)

●総繊維の繊維数濃度 (単位:本/リットル)

測定地点	測定値
1. 光陽地内 (災害廃棄物集積場)	3.30
2. 尾浜地内 (加都屋交差点)	0.86
3. 岩子地内 (消防屯所)	1.40
4. 新田地内 (結城農機店前交差点)	1.70
5. 磯部地内 (堰場橋丁字路)	1.10
6. 光陽地内 (ソフトボール場)	0.61

測定地点	測定値
7. 細田地内 (松ヶ江地下道交差点)	0.61
8. 北飯淵地内 (角田公園)	0.61
9. 中田地内 (市役所分庁舎前)	0.98
10. 日下石地内 (国道6号ローソン前)	0.61

知っておこう！熱中症の予防と応急処置

☆熱中症にならないために

●ポイント1 体調を整える
睡眠不足や風邪気味など、体調の悪いときは外出や運動は控えましょう。

●ポイント2 服装に注意
通気性の良い洋服を着て、外出時には帽子をかぶりましょう。

●ポイント3 こまめに水分補給
「のどが渴いた」と感じた時には、すでにかなりの量の水分が不足しています。定期的に少しずつ水分を補給しましょう。特に夏場は汗と一緒に塩分が失われることを考えると、0.1%程度の塩水もしくはスポーツドリンクを飲むのがお勧めです。

●ポイント4 年齢も考慮に入れて
お年寄りや小さな子どもは、熱に対する体温調節がうまくいかず熱中症になりやすいと言われています。年齢を意識して予防を心掛けることが大切です。

☆熱中症になってしまったら

●涼しい日陰やクーラーの効いた室内などに移動する

●衣服をゆるめて休む

●体を冷やす

▽水や冷たい水でぬらしたタオルを腋の下などに当てる。

▽水や冷たい水がない場合は、タオルやうちわなどを使ってあおぎ、風を送って冷やす。

●水分を補給する

▽水分だけではなく、汗によって失われた塩分も補給する必要があります。0.1%くらいの塩水かスポーツドリンクを少しずつ何回にも分けて補給しましょう。

※次の点に注意しましょう

▽意識がもうろうとしているときは、無理にドリンクなどは飲ませない。

▽回復してもしばらく安静を保ち、医療機関を受診する。

●問い合わせ先 相馬消防署
(☎362181)



これからの時期 食中毒にご用心！

細菌による食中毒の予防には、次の3原則を守ることが大切です。

1 細菌を「つけない」

手や調理器具(包丁、まな板など)の洗浄消毒をよく行い、清潔にしましょう。

2 細菌を「ふやさない」

食品を室温で長時間保存しないようにしましょう。

▽冷蔵庫、冷凍庫に保存▽早めに食べる

3 細菌を「やっつける」

加熱してやっつける。
※中心温度85℃以上で1分間以上加熱

●食中毒かな？と思ったら

食べ物が原因で、吐き気、嘔吐、腹痛、下痢、発熱などの症状がある場合、もしかすると「食中毒」かもしれませんが、医師の診察治療を受けることが大切です。素人判断は危険です。特に下痢止めは素人判断では飲まないようにしてください。

●問い合わせ先 保健センター
(☎354477)

東日本大震災による被災された方の市税などの減免のご案内

●問い合わせ先 税務課 (☎ 37-2127)

次の表のとおり、要件により市県民税および固定資産税を減免基準や減免割合に基づいて減免を受けることができます。

◆人的な被災による減免について

減免対象	要件	減免割合
市県民税納税義務者	震災により、死亡または行方不明となった	全額
	震災により、生活保護を受けることになった	
	震災により、障がい者となった	9/10

◆家屋などの被災による減免について

減免対象	要件	り災証明の内容	合計所得金額に応じた減免割合		
			500万円以下	500万円超～750万円以下	750万円超～1千万円以下
市県民税納税義務者が被災された家屋などを所有し、かつその家屋に居住しているもの	●損害の金額が、被災された家屋などの価格の10分の2(半壊)以上の場合 ●前年の合計所得金額が、1千万円以下の当該納税義務者※納税義務者が扶養している配偶者や親族が所有していれば対象となります。	全壊 大規模半壊	全額	1/2	1/4
		半壊	1/2	1/4	1/8

◆所得や収入の減少による減免について

減免対象	要件	平成22年中の合計所得	対象税額の算出	減免割合
市県民税納税義務者で事業収入などが減少した方	●平成23年中の合計所得金額が平成22年中の合計所得金額と比較して、それぞれ10分の3以上減少となった方 ●前年中の合計所得金額が、1千万円以下であること ●減少する事業収入などにかかる所得以外の所得の合計額が400万円以下であること ※減免の決定は、平成23年中の合計所得が確定する平成24年3月以降になります。	300万円以下	税額×(A-B)/A×減免割合 A：H22年中の合計所得 B：H23年中の合計所得	全額
		400万円以下		8/10
		550万円以下		6/10
		750万円以下		4/10
		750万円超～1千万円以下		2/10

◇二つ以上の規定に該当する場合は、最も減免額の大きなものを適用します。

◆固定資産税の被災による減免について

固定資産を所有する納税義務者について下の表のとおり実施します。損害の程度による減免割合に基づくものです。なお、土地の大部分に津波が浸水した区域(市の指定区域)の固定資産税(土地と家屋)について課税免除となります。

区分	損害の程度	減免割合	備考
土地	被害面積が、当該土地の面積の8/10以上であるとき	全額	亀裂による被害の場合 ・対象となる亀裂 ⇒亀裂による大規模な土地の沈下や陥没 ・対象外となる亀裂 ⇒単純な平面亀裂
	被害面積が、当該土地の面積の6/10以上 8/10未満であるとき	8/10	
	被害面積が、当該土地の面積の4/10以上 6/10未満であるとき	6/10	
	被害面積が、当該土地の面積の2/10以上 4/10未満であるとき	4/10	
家屋	全壊・大規模半壊であるとき	全額	
	半壊であるとき	5/10	
償却資産	価格の8/10以上の価値を減じたとき	全額	
	価格の6/10以上 8/10未満の価値を減じたとき	8/10	
	価格の4/10以上 6/10未満の価値を減じたとき	6/10	
	価格の2/10以上 4/10未満の価値を減じたとき	4/10	

◆減免の申請方法

減免を申請される方は、市税務課で減免申請書に必要事項を記入し、平成24年3月26日(月)までに提出してください。

◆持参するもの

▽申請人の印かん▽家屋などの被災の場合は、り災証明書の写し(申請書に添付)

※住宅に損害を受けた方でり災証明の申請をしていない方は、市総務課で受け付けていますのでり災証明書の発行を受けてください。

◆減免申請中の納付について

すでに減免申請を受け付けていますが、申請を行っても減免決定までに時間を要しますので、決定されるまでは通常どおりに納付をお願いします。

※特に事業収入などの減少による減免は、来年2月から行う平成23年分の申告で合計所得額の確定後に、減免割合に基づいて減免となりますのでご理解をお願いします。

現在、震災による影響で収入が減少し期限までの納付が困難な場合は、審査により徴収猶予などの対応をしますのでご相談ください。

7月以降に減免申請をした方は、1期目の納付書で納めていただき2期目(10月発送)以降に納付済額との差額を調整し、多く納めた方につきましては還付します。

特別徴収(給料天引き)の方は、後日納付額との差額を9月徴収分以降で税額などの調整をします。

平成22年度の市県民税についても3月11日以降に納期が訪れる部分については、同様の取り扱いになります。

◆減免決定および通知

申請書を審査のうえ、減免の可否および減免額を決定して、市県民税決定・変更通知書を送付します。

◎人的被災並びに家屋等被災により減免対象になった場合

- I. 6月28日以前に申請した方には、1期目(7月発送)に送付します。
- II. 6月29日以降に申請した方には、2期目(10月発送)以降に納付済額(1期目分)との差額を調整して送付します。

◎事業収入などの減少により減免対象になる場合

来年2月から行う平成23年分の申告で合計所得額の確定後に、減免の可否および減免額を決定します。

◆軽自動車税の減免について(震災により滅失や運行不能となった車両にかかる減免)

震災で被災された車両について、減免申請書で流失・損壊などを確認できれば、納税通知書を送しません。

なお、車両は被災したが減免申請をしていないため納税通知書が届いた方は、市税務課までご連絡ください。

まだ、被災された車両について廃車などの抹消登録をされていない方は、福島県軽自動車検査協会福島事務所(☎024-546-3222)や車輛販売店などにご相談のうえ、手続きをお願いします。

※震災で被災された車両の代替として購入された自動車(同等の車両)の自動車取得税や軽自動車税が非課税となります。

被災者支援なんでも行政相談

行政機関などが一堂に集まって、ワンストップで様々なご相談に応じます。

困っていること、知りたいことなどがございましたら、なんでもご相談ください。ご相談は無料、秘密厳守です。

日時 7月27日(水) 10時~15時

場所 相馬市総合福祉センター(はまなす館)
第3会議室(2階)

主催 総務省 福島行政評価事務所、相馬市



問い合わせ先

総務省 福島行政評価事務所

(☎024-534-1101)

生活環境課 (☎37-2144)

東日本大震災により被災された車両の 代替車両の軽自動車税などの非課税措置

東日本大震災によって被災され、滅失・損壊した車両の代替車両として取得した軽自動車などは、平成23年度分から平成25年度分までの軽自動車税が非課税となります。

●問い合わせ先
税務課 (☎ 37-2127)

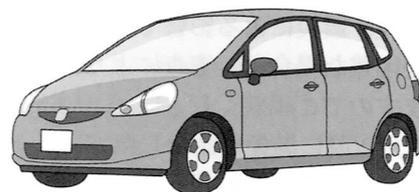
●対象となる車両

被災した車両の所有者（所有権留保の場合は使用者）が、平成23年3月11日から平成25年4月1日までに取得した車両で、次の内容に該当する車両が非課税となります。

滅失・損壊した車種	代替車種	自動車取得税	軽自動車税	備考
普通自動車 軽自動車 (3輪以上)	普通自動車 軽自動車 (3輪以上)	非課税 自家用→自家用のみ対象 営業用→営業用のみ対象	非課税 自家用→自家用のみ対象 営業用→営業用のみ対象	
二輪車	二輪車	取扱い無し	非課税	排気量は問わない
小型特殊自動車	小型特殊自動車	取扱い無し	非課税	

●申請に必要な書類

- 軽自動車税非課税申請書（※様式は市税務課窓口にあります）
- 被災車両として廃車されたことを証する書類として、次の表の
ア～カのうち1つ提出してください。
- 代理申請する場合は、代理申請にかかる委任状が必要となります。



滅失・損壊した車種	廃車されたことを証する必要書類	追加書類が必要となる場合
普通自動車 軽自動車 (3輪以上)	ア 自動車取得税が非課税となったことを都道府県知事が証する書類 イ 登録事項等証明書（普通自動車）または検査記録事項等証明書（軽自動車）の写し ※「被災車両」と記載のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・イ、ウの書類に「被災車両」の記載がない場合 ⇒ 再度申請をして証明書を取得してください。 ・イ、ウの書類が入手できない場合もしくは、エ～カの書類に「被災車両」の記載がない場合 ⇒ 被災申立書（市税務課に申し出てください）
二輪車	ウ 検査記録事項等証明書の写し ※「被災車両」と記載のあるもの エ 軽自動車税申告書の写し オ 軽自動車税廃車申告受付書または廃車証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・廃車を証明する書類上の名義と取得した車両の名義が異なる場合 ⇒ 運輸支局などの登録担当者（窓口担当者）印が押印された被災者から買取（引取）を行い抹消登録手続きを行った旨の申立書 ・被災車両の所有者が亡くなっている場合 ⇒ 戸籍謄本または、代替車両の所有者が被災車両の所有者の相続人であることがわかるもの
小型特殊自動車	カ 軽自動車税廃車申告受付書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・被災車両の所有者が消滅した法人の場合 ⇒ 法人にかかる登記事項証明書または消滅法人と合併・分割承継法人の関係がわかるもの

7月23日(土) 相馬野馬追実施に伴う交通規制のお知らせ

相馬野馬追執行委員会では、今年の相馬野馬追を「東日本大震災復興 相馬三社野馬追」として実施します。
今年の市内騎馬行列は、7月23日(土)のみとなります。

行列の際には、交通規制を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

●交通規制時間

月 日	時 間	内 容
7月23日(土)	9:00～11:30	お繰出し行列
	15:30～17:30	お上がり行列

●問い合わせ先 観光物産課 (☎ 37-2155)

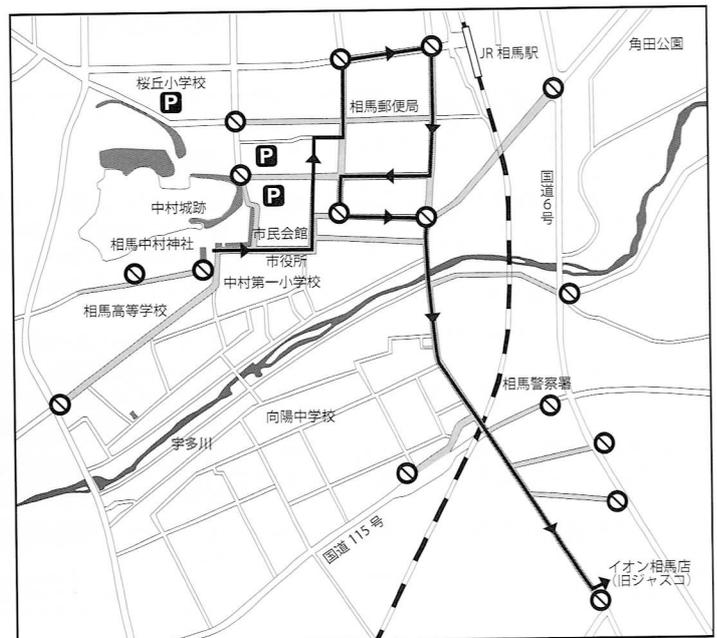
行列順路、通過時刻および通過場所

●お繰出し行列

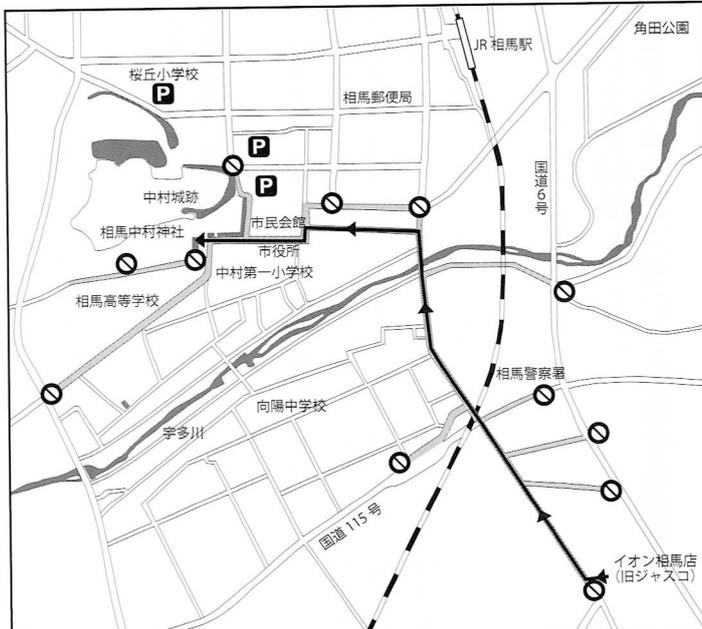
時刻	通過場所
9時30分出発	大手門
↓	市役所前
↓	荒井町交差点
↓	駅前交差点
↓	馬陵通り田町交差点
↓	宇多川橋
11時到着予定	イオン(旧ジャスコ)相馬店駐車場



行列順路	
交通規制	



●お上がり行列



時刻	通過場所
16時出発	イオン(旧ジャスコ)相馬店駐車場
↓	中野踏切
↓	宇多川橋
↓	星写真館前
↓	フレスコキクチ前
↓	市役所前
17時到着予定	大手門



介護保険利用者負担額免除に関するお知らせ

問い合わせ先
健康福祉課介護保険係 (☎ 373065)

介護保険 利用者負担額減免・免除認定証を発行します

今回の震災により被災された介護保険の被保険者は、7月1日からは、市が発行する介護保険利用者負担額減額・免除認定証を介護事業所に提示することによって、平成24年2月29日までサービス利用料(一割の自己負担分)の免除が継続されます。

認定証を提示しないと、自己負担がかかります。サービス利用料の免除対象となる方で、介護保険利用者負担額減額・免除認定証の申請をされていない方は、必要書類と印かんを持って市役所健康福祉課に申請してください。

介護保険利用者負担額減額・免除認定証を介護事業所に提示することによって、平成24年2月29日までサービス利用料(一割の自己負担分)の免除が継続されます。

- ・下表①に該当される方のうち、相馬市が発行したり災証明書(全壊、大規模半壊、半壊に限る)の交付を受けている方は、申請がなくても認定証を発行します。まだ、り災証明書の申請をされていない方は、お早めに申請してください。
- ・他の市町村から転入された方でも下表に該当する場合は、免除の対象となります。
- ・住所と今いるところが異なる場合は、健康福祉課に申し出てください。
- ・認定証の発行は、後日になります。

免除の理由	必要書類
①住宅が全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方	り災証明書
②主たる生計維持者が死亡または重大な心身障害を受け、または長期間入院したことにより、収入が著しく減少した方	・死亡=死亡診断書(死体検案書) ・重大な心身障害、長期間入院=診断書など(一ヶ月以上の治療を有する場合)
③主たる生計維持者の行方が不明である方	警察などに行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの
④主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した方	税務署に提出した廃業届など(詳しくは税務署にお尋ねください)
⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方	雇用保険受給資格者証など(雇用保険受給中は対象となりません)
⑥福島原発事故による避難指示地域、計画的避難区域および緊急時避難準備区域住民であった方	住民票の写し(避難指示地域、計画的避難区域および緊急時避難準備区域に住所があったことが確認できるもの)
⑦福島原発事故による特定避難勧奨地点の住民であった方	住民票の写し(特定避難勧奨地点に住所があったことが確認できるもの)

※必要書類がそろえられない方は、その旨を申し出てください。

支払ってしまった利用料を返還します

利用料の免除対象となる方で、震災の日から6月30日まで、介護事業所に利用料を支払った場合は、その額を返還しますので、健康福祉課に申請してください。

●持参するもの
▽領収書▽印かん▽本人の通帳(領収書をなくされた方は、介護事業所から支払証明書を再発行してもらってきてください)

施設サービスを利用した方に食費・居住費の自己負担分が補助されます

利用料の免除対象となる方で、震災の日から8月31日までの間に介護施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設など、ショートステイを含む)サービスを利用した方には、食費および居住費の自己負担額が補助されます。

壊に限る)の交付を受けている方は、申請がなくても認定証を発行します。免除対象となる方が、7月1日から8月31日まで介護施設を利用した場合は、施設に対し自己負担額を支払う必要はありません。

該当される方は、認定証を発行しますので、被保険者証、介護保険負担限度額認定証(お持ちの場合)を持って、健康福祉課に申請してください。

なお、震災の日以降すでに支払った食費・居住費の自己負担分については、その額を返還しますので、該当する方は、領収書、印かん、本人の通帳を持って市役所健康福祉課に申請してください。

被災住宅の補修や再建の無料相談を実施

一般財団法人ふくしま建築住宅センターでは7月1日から、被災者からの住宅の補修・再建などの相談に無料でお応えしています。

《相談例》

▽基礎にヒビが入ってしまった。
▽内装にヒビが入ってしまった。
▽瓦が割れた、ずれた。
▽家が傾いてしまった。
など

【相談業務内容】

●相談専用フリーダイヤル
ふくしま建築住宅センター
本部
フリーダイヤル 0800
—800—8553

●受付時間 8時30分～17時
(土、日曜、祝日を除く)

【相談窓口】

●現地相談所 南相馬市原町区錦町1丁目25 アースム1階イベントコーナー
※フリーダイヤルにご予約のうえ、お越しください。
●フリーダイヤル 0800
—800—3920

【対面相談】

●受付時間 10時～16時

※7月1日から7月31日まで
は、水曜日を除き開設しません。
※8月1日からは、週2回(月曜、金曜)に開設します。

【現地での相談(随時)】

被災者からの要請に応じて、随時現地で相談に応じます。
※相談業務は、1級建築士が対応します。

●問い合わせ先 一般財団法人ふくしま建築住宅センター
(☎024—573—0118 FAX024—573—0160)

被災者向け市営住宅団地入居者募集

被災者向けの市営住宅団地の入居申込みを次により受け付けます。

●入居の条件

▽住宅の応急修理制度を利用しておらず、応急仮設住宅・福島県借上住宅・雇用促進住宅へ入居していない方
▽住家が全壊、全焼、流出または原子力災害による避難者の方
▽自らの資力で再建できない方

※平成23年3月11日の時点で

市内に住民票のある、妊婦・4歳以下の子ども・身体障がい者・75歳以上の高齢者のいる世帯を優先します。

【募集団地】

●刈敷田団地(新沼字刈敷田17—7)

▽タイプ 3LDK(3階)
▽募集戸数 1戸

▽家賃 19,300円～28,800円(最大2年無料)

▽学区 中村第二小学校、中村第二中学校
▽駐車場 1台

●刈敷田団地(新沼字刈敷田17—1)

▽タイプ 3LDK(3階)

▽募集戸数 1戸

▽家賃 19,600円～29,200円(最大2年無料)

▽学区 中村第二小学校、中村第二中学校
▽駐車場 1台

※家賃とは別に管理費・水道

光熱費は自己負担。

●申込期間 7月19日(火)～8月1日(月)

●申込・問い合わせ先 建築課住宅管理係(☎372179)

市営住宅団地入居者募集

市営住宅団地の入居申込みを次により受け付けます。

【募集団地】

●黒木田団地(中野字黒木田152—1)

▽タイプ 2LDK

※高齢者など優先

▽募集戸数 1戸

▽家賃 19,600円～29,200円

▽学区 中村第一小学校、向陽中学校
▽駐車場 1台

●黒木田団地(中野字黒木田152—1)

▽タイプ 3LDK

▽募集戸数 1戸

▽家賃 22,900円～34,100円

▽学区 中村第一小学校、向陽中学校
▽駐車場 1台

※入居にあたっては、所得や世帯構成などの入居資格があります。

※家賃とは別に管理費・水道光熱費・駐車場使用料は自己負担。

●申込期間 7月19日(火)～8月1日(月)

●申込・問い合わせ先 建築課住宅管理係(☎372179)

青少年健全育成市民会議団体活動奨励金交付

相馬市青少年健全育成市民会議では、市内青少年健全育成事業活性化のため、団体活動奨励金を交付します。

希望する団体は、次により申請してください。

●交付金額 事業費の二分の一以内の額(予算の範囲内)

●該当する事業 青少年育成団体の組織強化および健全育成活動事業

●提出書類 事業計画書、事業予算書(様式あり)

●申請期間 8月1日(月)～8月31日(水)

●その他 決定については直接連絡します。

●申請・問い合わせ先 相馬市青少年健全育成市民会議事務局(教育委員会生涯学習課)(☎372187)

保険年金課からのお知らせ

平成 23 年度の国民健康保険税の税率が改正されます

今回の改正は、納税者の負担を軽減し、震災後の市民生活の安定のため、平均 5% の引き下げとなります。

平成 22 年度（改正前）

	医療費分	後期高齢者 支援金分	介護分
所得割	7.9%	2.6%	2.0%
資産割	18.3%	9.7%	2.2%
均等割	21,800 円	5,800 円	6,200 円
平等割	28,300 円	7,900 円	6,800 円

平成 23 年度（改正後）

	医療費分	後期高齢者 支援金分	介護分
所得割	7.5%	2.5%	1.9%
資産割	17.4%	9.2%	2.1%
均等割	20,700 円	5,500 円	5,800 円
平等割	26,800 円	7,500 円	6,400 円

●国民健康保険税は、3つの区分があります

▽医療費分とは、医療の給付を目的に賦課されます（加入者全員）

▽後期高齢者支援金分とは、後期高齢者医療への支援を目的に賦課されます（加入者全員）

▽介護分とは、介護保険の負担のために賦課されます（40歳～64歳の方）

●国民健康保険税は、世帯の人数、所得および資産によって計算されます

▽所得割：（前年所得額 - 基礎控除額 33 万円）× 税率

▽資産割：固定資産税 × 税率

▽均等割：1人あたりの額 × 人数

▽平等割：1世帯あたりの額

●国民健康保険税の計算方法

例）50歳の夫婦と子ども1人の3人世帯の場合

夫：相馬太郎 50歳（平成 22 年中の事業所得金額 150 万円・平成 23 年度固定資産税 5 万円）

妻：相馬花子 50歳（収入・資産なし）

子ども：相馬一郎 19歳（学生）

		医療費分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割	150万円 - 基礎控除 33 万円 = 課税所得 117 万円	117 万円 × 7.5% = 87,750 円	117 万円 × 2.5% = 29,250 円	117 万円 × 1.9% = 22,230 円
資産割	固定資産税 5 万円	5 万円 × 17.4% = 8,700 円	5 万円 × 9.2% = 4,600 円	5 万円 × 2.1% = 1,050 円
均等割	被保険者 3 名（介護該当 2 名）	20,700 円 × 3 人 = 62,100 円	5,500 円 × 3 人 = 16,500 円	5,800 円 × 2 人 = 11,600 円
平等割	1 世帯あたり	26,800 円	7,500 円	6,400 円
合計額	（それぞれ 100 円未満切り捨て）	185,300 円	57,800 円	41,200 円
平成 23 年度の国民健康保険税 = 284,300 円				

【年税額の比較】

	年税額	内 訳		
		医療費分	後期高齢者支援金分	介護分
平成 23 年度（改正後）	284,300 円	185,300 円	57,800 円	41,200 円
平成 22 年度（改正前）	299,400 円	195,200 円	60,500 円	43,700 円
減額	△ 15,100 円	△ 9,900 円	△ 2,700 円	△ 2,500 円

国民健康保険税賦課限度額が変更になりました

平成 23 年度より、国民健康保険税賦課限度額（1 世帯あたり年間に課税される保険税の限度額）が、下記のとおり変更になりました。

	平成 22 年度
医療費分	50 万円
後期高齢者支援金分	13 万円
介護分	10 万円
合計	73 万円

	平成 23 年度
医療費分	51 万円
後期高齢者支援金分	14 万円
介護分	12 万円
合計	77 万円

入院時における「限度額適用・標準負担額認定証」の更新について

国民健康保険の方

この認定証の交付を受けている方は、医療機関の窓口には保険証と一緒に提示することで、入院時に本人の負担する一部負担金が限度額で済みます。

また、住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も減額されます。この認定証は、7 月 31 日までの有効期限となるため、必要な方は更新の手続きをしてください。

●必要なもの ▽印かん▽国民健康保険被保険者証▽90 日を越えて入院をされている方（住民税非課税世帯に限る）はそれを確認できる書類（領収書など）

●更新時期 7 月 25 日（月）から随時

後期高齢者医療の方

認定証の交付を受けている住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代が減額されます。

この認定証は、7 月 31 日までの有効期限となるため、平成 23 年度も住民税非課税世帯で、必要な方は更新の手続きをしてください。

●必要なもの ▽印かん▽後期高齢者医療被保険者証▽身分証明書（運転免許証など）※後期高齢者医療の方のみ▽90 日を越えて入院をされている方はそれを確認できる書類（領収書など）

●更新時期 7 月 15 日（金）から随時

後期高齢者医療被保険者証および国民健康保険高齢受給者証を郵送します

現在、後期高齢者医療制度に加入の方がお持ちの後期高齢者医療被保険者証と、70 歳から 74 歳の国民健康保険加入の方がお持ちの国民健康保険高齢受給者証は、7 月 31 日までの有効期限となっています。

市では、8 月 1 日以降に使用できる新しい後期高齢者医療被保険者証・国民健康保険高齢受給者証を 7 月下旬に郵送します。

お手元に届きましたら必ず住所・氏名をご確認のうえご使用ください。

被保険者証などは、住所地に郵送します。仮設住宅などに入居され住所地を離れている方で、郵便物の転送のお手続きがお済みでない方は、郵便の転送のお手続きをお願いします。

※有効期限が切れた古い被保険者証は、保険年金課または各出張所・公民館などで回収しますので、ご返却ください。

●問い合わせ先

保険年金課 国民健康保険係
(☎ 37-2140)

見舞金を支給します

特定疾患等で治療を受けている方へ

市では、8 月 1 日現在で市内に住所を有する特定疾患などで治療を受けている方に、見舞金を支給します。該当する方は申請してください。

●支給対象者

▽特定疾患医療受給者証（福島県知事発行）所持者
▽小児慢性特定疾患治療研究事業認定証（福島県知事発行）所持者
▽現在、慢性透析療法を受けている方

●見舞金額 2 万円（金融機関の口座へ振り込みます）

●申請場所 健康福祉課（市役所分庁舎 1 階）

●受付時間 8 時 30 分～17 時

●申請期間 8 月 1 日（月）～8 月 15 日（月）
※土日を除く。

●持参するもの ▽印かん▽前記各種証明書その他証明できるもの▽健康保険証▽支給対象者本人の通帳

●申請・問い合わせ先 健康福祉課障がい福祉係（☎ 37 2 1 0 9）

胃がん施設検診を実施します

市では胃がん施設検診を実施しますので、希望される方はお申込みください。

早期発見、早期治療のためにも、年1回は検診を受けましょう。また、精密検査になった場合は、必ず医療機関を受診しましょう。

●**検診期間** 8月22日(月)～10月29日(土)

●**申込期間** 8月1日(月)～10月28日(金)

※各医療機関の定員になり次第締め切ります。

●**対象者** 40歳以上で市内に住所のある方(職場などで胃がん検診を実施する方、妊娠中の方は除く)

※胃の病気で治療中の方、胃の手術をされた方は、主治医にご相談ください。

●**個人負担金** 2,900円(70歳以上の方は無料)

●**検査内容** 胃エックス線検査(バリウム造影) または胃内視鏡検査(胃カメラ)

●**実施医療機関** ▼阿部クリニク ▼柏村内科胃腸科 ▼杉本医院 ▼相馬中央病院 ▼早川医院 ▼ふなばし内科クリニク ▼米村胃腸科内科医院 ▼わか

たなべ内科・胃腸科 ▼公立相馬総合病院(胃内視鏡検査のみ)

●**申込み方法**

【胃エックス線検査】
実施医療機関窓口(公立相馬総合病院を除く)に、直接お申込みいただくか、保健センターに電話または来所してください。

【胃内視鏡検査】

実施医療機関窓口(公立相馬総合病院を除く)に、直接お申込みください。(所定の用紙に記入していただきます)

※初めて胃内視鏡検査を受ける方、公立相馬総合病院で検査を希望される方は、保健センターにご本人が来所してお申込みください。

◎**施設検診とは**

・登録医療機関で検査を行います。結果は、検査を実施した医師のほか、登録医療機関の複数の医師で判定します。
・胃エックス線検査と胃内視鏡検査のどちらかを選ぶことができます。

・検診の期間に幅があり、受診する日程を調整しやすくなっています。

※胃がん集団検診(バスでの胃エックス線検査)は、11月28日から12月7日まで実

施予定です。

すでに胃がん集団検診のお申込みをされた方には、11月にご案内します。

●**問い合わせ先** 保健センター(☎354477)

平成23年度子宮がん施設検診を実施します

市では、子宮がん施設検診を次のとおり行っています。

申込みされた方には、すでに個人通知をしましたが、これから申込みをされる方は、保健センターにご連絡ください。

●**対象者**

①本年4月1日現在、満20歳以上の女性で偶数年齢の方(例)22・38・42歳など)

②平成22年度の該当者(本年4月1日現在、奇数年齢の方)で平成22年度中に受診できなかった方

③平成23年度子宮がん集団検診を申し込まれた方

※集団検診が延期となっていました。平成23年度は、施設検診で対応します。

④がん検診推進事業の該当者(平成23年4月20日現在当市に住所のある方)

▼20歳 ▯平成2年4月2日 ▯平成3年4月1日生

▼25歳 ▯昭和60年4月2日 ▯昭和61年4月1日生

▼30歳 ▯昭和55年4月2日 ▯昭和56年4月1日生

▼35歳 ▯昭和50年4月2日 ▯昭和51年4月1日生

▼40歳 ▯昭和45年4月2日 ▯昭和46年4月1日生

※平成23年4月1日現在の年齢です。

●**検診間隔** 隔年(2年に1回)

●**実施医療機関・実施期間**

▼あらかし産婦人科クリニク ▯平成23年12月24日まで

▼公立相馬総合病院(産婦人科) ▯平成23年12月22日まで

●**料金**

①自己負担額 1,700円(70歳以上の方およびがん検診推進事業の該当者は、無料)

②体がん検診(自覚症状があり、医師が認めた場合のみ該当)を受けた方は、800円追加になります。(70歳以上の方は、無料)

※来年度該当になる方や20歳未満の方で、不正出血など気になる症状を認めるときは、専門の産婦人科を受診するようにしてください。

●**申込・問い合わせ先** 保健センター(☎354477)

都市計画審議会委員募集

都市計画審議会とは将来の都市の未来像を決めるにあたり、都市計画法に基づき審議する機関です。

今回、相馬市都市計画審議会の委員の一部を市民の皆さんから募集します。

●**募集人数** 2名

●**任期** 2年

●**応募資格**

▼平成23年6月30日現在、満20歳以上の方

▼街づくりに関心のある方

▼平日昼間の会議に出席できる方(年2回程度)

▼議員、公務員でない方

▼特定の主義主張を公表する目的をもたない方

●**記入事項**(任意様式)

▼郵便番号 ▼住所 ▼氏名(ふりがな) ▼性別 ▼生年月日 ▼電話番号(携帯電話可) ▼職業(勤務先) ▼応募の動機(簡潔に)

●**応募方法** 持参提出、郵送

●**応募締切** 7月22日(金)

●**その他** 会議に出席の場合、委員報酬をお支払いします。

●**応募・問い合わせ先** 都市整備課都市計画係(☎372161)

新しい保健協力員が決まりました

新しい保健協力員が決まり、6月24日に委嘱状が交付されました。

保健協力員の任期は、平成23年度から平成25年度までの2年間です。

協力員のみなさんには、各種検診実施時の協力、乳幼児健診でのお子さんの世話、献血事業への協力など、地域の健康づくりのお手伝いをさせていただきます。

相馬市保健協力員名簿（平成23年度～平成25年度）

区分	氏名	区分	氏名	区分	氏名
西部1区	影山 久美子	大野1区	本田 トミ	磯部1区	鈴木 千賀子
西部2区	百瀬 晴子	大野2区	中塚 文子	磯部2区	狩野 栄子
西部3区	木田 悦子	大野3区	阿部 睦子	磯部3区	寺島 三枝子
西部4区	高村 美和子	大野4区	青田 京子	磯部4区	—
西部5区	清水 秀子	大野5区	佐藤 悦子	磯部5区	高力 登志子
西部6区	齋藤 由美子	大野6区	杉本 ちか子	磯部6区	—
西部7区	村上 ミチ子	大野7区	只野 和子	山上1区	後藤 京子
西部8区	佐藤 あい子	大野8区	杉本 裕子	山上2区	島 凉子
西部9区	太田 仁子	大野9区	八巻 明美	山上3区	渡邊 法子
西部10区	平野 けい	飯豊1区	渡部 綾子	山上4区	菅野 信子
西部11区	菊地 榮子	飯豊2区	高橋 トミ子	山上5区	荒 信子
西部12区	菅野 陽子	飯豊3区	伊関 美貴子	山上6区	高玉 美枝子
中部1区	米本 きよ子	飯豊4区	坂本 秀子	山上7区	門馬 照子
中部2区	青田 和子	飯豊5区	阿部 美智子	山上8区	渡邊 まゆみ
中部3区	齋川 ヨシ子	飯豊6区	飛田 るみ子	山上9区	佐藤 サク子
中部4区	高力 チヨ	飯豊7区	霧戸 洋子	山上10区	伊東 千恵
中部5区	澁谷 禮子	八幡1区	谷口 光子		
中部6区	鈴木 京子	八幡2区	菅野 フチ子		
中部7区	穴戸 基恵子	八幡3区	門馬 元子		
中部8区	佐藤 恵美子	八幡4区	荒 トシイ		
東部1区	穴戸 孝子	八幡5区	佐藤 テル子		
東部2区	立谷 千鶴子	八幡6区	飛田 チイ子		
東部3区	菊地 トシ子	八幡7区	佐藤 セイ子		
東部4区	佐藤 恵子	日立木1区	久米本 ミチ子		
東部5区	伊藤 和子	日立木2区	土生 みよ		
玉野1区	島 サダ子	日立木3区	佐藤 友子		
玉野2区	酒井 照子	日立木4区	荒 とく子		
玉野3区	大橋 みどり	日立木5区	前山 一子		
玉野4区	土屋 多津子	日立木6区	木幡 豊子		



問い合わせ先
保健センター（☎35-4477）

生命保険協会からの お知らせ

生命保険協会は保険料払込猶予などの特別取扱いについて、ご契約者様にご案内しています。まだ連絡がない場合は、ご加入の生保会社にご連絡ください。

加入している契約が分からない場合は、災害地域生保契約照会センター（0120-001731）までお問い合わせください。全ての生命保険会社におけるご契約の有無をお調べすることができます。

●問い合わせ先 社団法人
生命保険協会生命保険相談所
（☎0120-226-026）

相馬市からのお知らせを
ラジオで放送しています

そうまさいがイエフエム

周波数：76.6メガヘルツ

放送時間：常時

定時放送は9時、13時、17時

尾瀬檜枝岐温泉震災支援事業のご紹介

東日本大震災によりお亡くなりなられた方々に深くお悔やみ申し上げますとともに、被災されたすべての方々にお見舞いを申し上げます。また、原発事故により不便な生活を余儀なくされている方々に心よりお見舞いを申し上げます。

この度、尾瀬檜枝岐温泉では、相馬市ほか福島県内 15 市町村の方を対象に、震災支援事業として観光協会加盟宿泊施設を特別料金でご利用いただけることと致しました。

ぜひこの機会に涼しい檜枝岐へお越しください。
(施設での割引料金の設定と檜枝岐村の助成制度にて実施するものです)

■宿泊施設

- ▽尾瀬の山小屋 1泊2食 大人 4,000 円
- ▽旅館 1泊2食 施設により
大人 4,000 ～ 7,000 円程度
- ▽民宿 1泊2食 施設により
大人 3,000 ～ 4,000 円程度
- ▽キャンプ場など それぞれの施設の通常料金のおおよそ 4 割の料金

※山小屋・旅館・民宿はそれぞれ小学生料金あり。
※宿泊者には、お食事割引券 300 円分、お土産割引券 300 円分をそれぞれ 2 枚進呈。(キャンプ場はそれぞれ 1 枚) 1泊増すごとにさらに 1 枚を進呈。

■事業期間

7月1日(金)～平成24年3月31日(土)
※ただし、ご宿泊のお申し込みが1万人を越えた時点で終了とさせていただきます。

■利用方法

尾瀬檜枝岐温泉観光案内所へお申し込みください。(それ以外のお申し込みの場合や旅行代理店様経由のお申し込み、福島県などによる補助制度または共済組合などの助成制度との重複割引は対象外になります)

■申込・問い合わせ先

尾瀬檜枝岐温泉観光協会

〒967-0525

福島県南会津郡檜枝岐村字下ノ原 887-1

☎0241-75-2432・FAX0241-75-2336

Eメール info@oze-info.jp

※チェックイン時に、ご本人の住所が確認できるもの【被災(り災)証明書・保険証・免許証など】をご持参ください。



**お気軽に参加ください！
心のふれあいサポート**

全国のライフセーバー有志によるTEAM S.O.S (チームエスオーエス) が、ゴールデンウィークに引き続き「心のふれあいサポート」を開催します。

被災者同士が話をできる場と子どもたちの笑顔が融合する場です。思いを分かち合い震災の心的ストレスを少しでも和らげる「心のふれあう時間」をお過ごしください。

●実施期間 7月30日(土)・31日(日)・8月20日(土)・21日(日)

●場所 老人憩の家清流荘 (山上字尖森)

●時間 9時～16時

●参加要件 大震災で被災された方のほか、老若男女、どなたでも参加できます。

●参加方法 申し込みの必要はありません。直接会場へお越しください。

●主な活動内容 ▽子ども屋外でのゲームや遊び。▽大人Ⅱ円卓コミュニケーションによる語り。▽お年寄りⅡ散歩や軽運動での気分転換や談話。

いずれも、ボランティアメ

東日本大震災復興宝くじ

◆ 発売期間 ◆
7月30日～8月9日

この宝くじの収益金は
震災復興のために使われます。





ゴールデンウィーク時の様子

ンバーがサポートします。
●後援 相馬市
●問い合わせ先 ▽豊田勝義
(☎09-33090-334
9) ▽健康福祉課 (☎3721
92)

相馬看護専門学校 学校説明会を開催

平成24年度相馬看護専門学校
の学生募集にあたり、受験
希望者を対象に学校説明会を
開催します。

●日時 8月3日(水)～
8月5日(金)の3日間
▽各日とも13時30分～15時

●会場 相馬看護専門学校
(石上字南蛇沢344)

●対象者 本校を受験希望す
る方(高校生、一般は問いま
せん)

●開催内容 学校紹介、募集
要項の説明、学校内見学、質
問・相談コーナーなど

●申込方法 高校生の方は、
各高等学校進路指導担当の先
生へ、一般の方は、相馬看護
専門学校総務係へ、それぞれ
お問い合わせください。

●問い合わせ先 相馬看護
専門学校総務係(☎37811
8)

7月16日～25日の10日間 夏の交通事故防止 県民総ぐるみ運動

夏は、暑さや行楽による疲
勞、開放感による無謀運転な
どの増加に伴う交通事故が多
発することが懸念されます。

ドライバーは、子どもと高
齢者を交通事故から守るとい
う思いやりをもった運転につ
とめましょう。

また、夕暮れ時から夜間に
かけて高齢歩行者などが被害
となる重大事故が多発してい
ることから、ドライバーは速
度を落とし、原則上向きライ
ト(幻惑防止のため、こまめ
な切り替え)で歩行者などの
早めの発見につとめましょう。

歩行者などは、車のライト
が見えたら無理な横断などを
しないことを心がけましょう。

●スローガン
「安全運転 ココロのベルト
も引き締めて」

●運動の基本 子どもと高齢
者の交通事故防止

●運動の重点事項
1 全ての座席のシートベル
トとチャイルドシートの正し
い着用の徹底

2 悪質・危険な運転の根絶
3 自転車の安全利用の推進

●問い合わせ先 相馬市・相
馬市交通対策協議会(☎372
144)

ドライバー総参加のセーフ ティチャレンジ参加者募集

福島県交通対策協議会およ
び福島県交通安全協会では、
「セーフティチャレンジ」参
加者を募集します。

この事業は、交通安全意識
の高揚を図るとともに、事業
経費の一部を東日本大震災復
興義援金として支援します。

●実施期間 8月1日(月)
～12月31日(土)

●実施内容 参加チームによ
る期間中の安全運転(無事
故・無違反)達成にチャレンジ
します。

●参加資格
1 県内に居住または勤務す
るドライバー3名で構成され
たチーム(年齢制限なし)

2 構成員全員が運転免許証
を有し、日常的に自動車(原
付自転車を含む)を運転して
いること。

●参加料 1チーム1、50
0円

●記念品の贈呈 期間中、無
事故・無違反を達成したチー
ム全員に達成記念品を贈呈し
ます。また、無事故・無違反
を達成したチームの中から抽
選で特別賞が贈呈されます。

▽ベストドライバー賞 15万
円相当の商品券3本ほか

●募集期間 8月15日(月)
まで(当日消印有効)

●申込方法 参加者は、所定
の参加申込書に必要事項を記
入のうえ、現金1、500円
を添えて相馬地区交通安全協
会窓口(相馬警察署内)に直
接申込むか、または1、50
0円の郵便定額小為替を添え
て所定の封筒により福島県交
通安全協会に郵送してくださ
い。

※申込用紙および所定の封筒
は、相馬地区交通安全協会、
市生活環境課にあります。

●問い合わせ先 生活環境課
市民生活係(☎372144)

消防職員を募集

相馬地方広域市町村圏組合
では、平成24年4月1日付け
職員採用の試験を次により行
います。

●受付期間 7月11日(月)
～8月12日(金)

●試験日および会場
▽第1次試験 9月18日(日)
相馬看護専門学校(石上字南
蛇沢344)

●試験おおよび会場
▽第1次試験 9月18日(日)
相馬看護専門学校(石上字南
蛇沢344)

※第2次試験については、第
1次試験合格者に対し、別
途通知します。

●試験職種および採用予定人
員 消防職(8名程度)

●受験資格 昭和59年4月2
日から平成6年4月1日まで
に生まれた方(学歴は問いま
せん)

●試験の方法
▽第1次試験 教養試験(高
校卒業程度)、体力試験

▽第2次試験 作文試験、個
別面接、集団討論、身体検査

●受験手続 申込用紙は、相
馬地方広域市町村圏組合事
務局、相馬地方広域消防本
部、相馬消防署、新地分
署、南相馬消防署、鹿島分
署、飯館分署において交付し
ます。組合ホームページか
らダウンロードできます。

▽ホームページ [http://
www.16ocn.ne.jp/~s-koiki/](http://www.16ocn.ne.jp/~s-koiki/)

●申込・問い合わせ先 〒9
76-8601 中村字大手
先13番地 相馬地方広域市
町村圏組合事務局総務課総務
係(☎350211)



東日本大震災 無料法律相談会

震災により、法律問題でお悩みの方を対象に無料法律相談を行います。どんな相談でも構いません。

どうぞお気軽にご相談ください。

●日時 平日・14時～18時
●場所 市役所分庁舎 第1会議室 (2階)

●主催 福島県弁護士会
●後援 相馬市四団体協議会 (司法書士会・行政書士会・土地家屋調査士会・税理士会)

※電話による相談もお受けします。(☎372206)

8月定例教育委員会開催

傍聴を希望する方は、事前にお問い合わせください。

●日時 8月2日(火) 13時30分
●場所 市役所5階第4委員会室
●問い合わせ先
教育部総務課 (☎37-2183)

《8月の健診・相談会など》

会場 保健センター (☎35-4477)

実施日	受付時間	事業名	対象児
8月5日(金)	12:30～13:00	9～10か月児健診	平成22年10月生まれ
8月9日(火)	9:15～9:40	1歳児むし歯予防教室	平成22年6月生まれ
8月11日(木)	13:00～13:30	1歳6か月児健診	平成22年1月生まれ
8月12日(金)	12:15～12:45	3～4か月児健診・BCG接種	平成23年4月生まれ
8月18日(木)	13:00～13:30	3歳児健診	平成20年4月生まれ
8月19日(金)	13:30～16:30	言語相談会 ※	就学前の幼児(予約制)
8月23日(火)	9:15～9:45	育児相談会	希望者(乳幼児)

※お子さんに、ことばが遅い、発音が気になるなどの心配がある場合は、専門の相談員が相談に応じます。定員が1回あたり3～4人のため予約制となります。相談をご希望の方は、事前に保健センターにご連絡ください。

●申込・問い合わせ先 保健センター (☎35-4477)

◎3歳児健診でむし歯のなかったお子さんは、16名でした。

愛澤 慧治さん	佐藤 愛里さん	大竹 乙未さん	谷津田真緒さん
佐藤 莉緒さん	狩野 良悟さん	立谷 優季さん	木村 怜慈さん
佐藤 琉生さん	矢野雄之輔さん	後藤輝一朗さん	石橋 怜佳さん
箱崎 耀さん	伊東 奈津さん	竹内 遙都さん	青木 美優さん

みんな素晴らしいね、むし歯ゼロ、歯磨き頑張ろう！

休日当番医

7月17日(日)	八巻クリニック	中村一丁目	37-7117
7月18日(月)	大石医院	中村字大町	35-3451
7月24日(日)	井口医院	中村字桜ヶ丘	36-2422
7月31日(日)	浜通りふれあい診療所	沖ノ内一丁目	26-7100
8月7日(日)	米村胃腸科内科医院	中村一丁目	35-2880
8月14日(日)	阿部クリニック	中村一丁目	35-2553

※診療時間は9:00～16:00

※救急医療病院は公立相馬総合病院 (☎36-5101)

相馬中央病院 (☎36-6611)

休日歯科当番医

7月17日(日)	あべ歯科医院	馬場野字山越	36-5511
7月18日(月)	西町歯科医院	南相馬市鹿島区	46-5534
7月24日(日)	大井歯科医院	中村字大手先	35-0808
7月31日(日)	梶田歯科医院	中村二丁目	36-1551
8月7日(日)	菅野歯科医院	塚ノ町二丁目	36-1525
8月14日(日)	斉藤歯科医院	中村字錦町	36-2625

※診療時間は9:00～16:00

「思いやり 人も車も 自転車も」

相馬市内の交通事故発生状況

	発生件数	死者数	傷者数
平成23年6月	14	0	17
累計(1月～)	79	0	91
前年同月比	-22	0	-48

献血にご協力を

月日	時間	場所
7月31日(日)	12:00～17:00	ショッピングタウンバガ イオン相馬店
8月3日(水)	10:00～12:00	J A そうま相馬中村総合支店
	13:00～14:30	(株)サンエイ海苔
	15:30～16:30	ソマ(株)相馬工場

